

IV 条例規則等

条 例	規 則
<p>栃木市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染及び災害の発生を防止し、もって住民の生活の安全を確保するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 土砂等の埋立て等 土砂等(土砂及びこれに混入し、又は吸着した物をいう。以下同じ。)による土地の埋立て、盛土その他の土地へのたい積土地への堆積(製品の製造又は加工のための原材料のたい積原材料の堆積、土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)第 22 条第 1 項に規定する汚染土壌処理施設における土砂等のたい積その他規則で定めるたい積土砂等の堆積その他規則で定める堆積を除く。)を行う行為をいう。</p> <p>(2) 特定事業 土砂等の埋立て等に供する区域(土砂等の埋立て等に使用する土砂等の搬入に供する区域を含むものとし、宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域内の土壌から採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときにあっては、当該事業を行う区域。区域をいう。以下この条において同じ。)以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等を行う事業であって、当該土砂等の埋立て等に供する区域の面積が 500 平方メートル以上であるもの次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 土砂等の埋立て等に供する区域の面積が 500 平方メートル以上であるもの</p> <p>イ 土砂等の埋立て等に使用する土砂等の量が 500 立方メートル以上であるもの</p> <p>ウ 土砂等の埋立て等に供する区域のうち最も高い地点又は最も低い地点と、当該土砂等の埋立て等に供する区域が接する道路のうち当該土砂等の埋立て等に使用する土砂等の搬入口の高低差が 5 メートル以上であるもの</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第 3 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する施策に協力する責務を有する。</p> <p>2 建設工事等に伴い発生する土砂等を排出する者は、土砂等の埋立て等に使用される土砂等を排出しようとするときは、当該土砂等の汚染状態を確認し、特定事業等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を排出することのないように努めなければならない。</p>	<p>栃木市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、栃木市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成 22 年栃木市条例第 161 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(条例第 2 条第 1 号の規則で定める堆積)</p> <p>第 1 条の 2 条例第 2 条第 1 号の規則で定める堆積は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)第 16 条第 1 項に規定する汚染土壌を同法第 17 条に規定する運搬に関する基準に従い保管する場合における当該汚染土壌の堆積</p> <p>(2) 汚染された土砂等を処理し、又は積替えのために一時的に保管する施設で市長が指定するものにおいて行う土砂等の堆積</p> <p>2 前項第 2 号の規定による指定は、告示してしなければならない。</p>

3 土砂等を運搬する事業を行う者は、土砂等の埋立て等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状態を確認し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないように努めなければならない。

(土地の所有者の責務)

第 4 条 土地の所有者は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生のおそれのある土砂等の埋立て等を行う者に対して当該土地を提供することのないように努めなければならない。

(市の責務)

第 5 条 市は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を防止する責務を有する。

(県及び他の市町村との連携等)

第 6 条 市は、県及び他の市町村と連携して土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する施策を効果的に実施するとともに、県が実施する土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する施策について、情報の提供その他の協力を行うものとする。

第 2 章 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準

第 7 条 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準(以下「安全基準」という。)は、土砂等の汚染状態について、規則で定める。

2 安全基準は、土壌の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが必要なものとして定めるものとする。

第 3 章 不適正な土砂等の埋立て等の禁止等

(安全基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等の禁止等)

第 8 条 何人も、安全基準に適合しない土砂等を使用して、土砂等の埋立て等を行ってはならない。

2 市長は、土砂等の埋立て等に安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、速やかに当該土砂等及び当該土砂等の埋立て等が行われ、又は行われた場所の土壌に係る情報を住民に提供するとともに、当該土砂等の埋立て等を行い、又は行った者に対し、期限を定めて、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等(当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)の全部若しくは一部を撤去し、又は当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(土砂等の埋立て等による崩落等の防止措置等)

第 9 条 土砂等の埋立て等を行う者は、当該土砂等の埋立て等に使用した土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないように必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、土砂等の埋立て等に使用した土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがあると認めるときは、必要に応じ、当該土砂等の埋立て等を行い、又は行った者に対し、期限を定めて、これらを防止するために必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

3 市長は、前項の規定による指導をした場合において、その指導を受けた者がその指導に従わないときは、その旨及びその指導の内

(安全基準)

第 2 条 条例第 7 条第 1 項の安全基準は、別表第 1 の項目の欄に掲げる項目に応じ、当該基準値の欄に定めるとおりとする。

2 前項の安全基準に適合しているかどうかは、別表第 1 の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において試料を採取し、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。

容を公表することができる。

第4章 特定事業に関する規制

(特定事業の許可)

第10条 特定事業を行おうとする者は、特定事業に供する区域(以下「特定事業区域」という。)ごとに、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる特定事業については、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体(以下「国等」という。)が行う特定事業
- (2) 採石法(昭和25年法律第291号)、砂利採取法(昭和43年法律第74号)その他の法令及び条例(以下「法令等」という。)に基づき許可等(許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。)がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等のたい積堆積を行う特定事業
- (3) 採石法又は砂利採取法に基づき認可がなされた採取計画に従って行う特定事業
- (4) 土壌汚染対策法第6条第1項又は第11条第1項の規定により指定された土地の区域内で行う特定事業
- (5) 非常災害のために必要な応急措置として行う特定事業
- (6) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為として行う特定事業で規則で定めるもの

(事前協議)

第11条 前条の許可又は第17条第1項の変更許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、特定事業について市長と協議しなければならない。

(公共的団体の範囲)

第3条 条例第10条第1号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。

- (1) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人都市再生機構、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、東日本高速道路株式会社、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人労働者健康安全機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構
 - (2) 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に基づき設立された地方住宅供給公社
 - (3) 地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に基づき設立された地方道路公社
 - (4) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
 - (5) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項の規定により認可された土地改良区及び同法第77条第2項の規定により認可された土地改良区連合
 - (6) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合
 - (7) 地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の発生の防止に関し、地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして市長の認定を受けたもの
- 2 前項第7号の規定による市長の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(条例第10条第6号の規則で定める特定事業)

第4条 条例第10条第6号の規則で定める特定事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 植樹の用に供する目的で行う特定事業
- (2) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で行う特定事業
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に基づく許可を受けた一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設において行う特定事業

(事前協議)

第5条 条例第10条の許可の申請をしようとする者は、条例第11条の規定による協議を特定事業事前協議書(別記様式第2号)により行わなければならない。

2 特定事業事前協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認める書類については、この限りでない。

- (1) 説明会開催計画書(別記様式第3号)

<p>(特定事業に係る土地所有者の同意)</p> <p>第 12 条 第 10 条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る特定事業区域内の土地の所有者に対し、当該申請が、第 14 条第 1 項の規定によるものである場合にあっては同項第 1 号から第 12 号までに掲げる事項を、同条第 2 項の規定によるものである場合にあっては同項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。</p> <p>(周辺住民等への周知)</p> <p>第 13 条 第 10 条の許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、特定事業区域及び特定事業に供する施設（以下「特定事業場」という。）の規則で定める周辺地域の住民その他規則で定める関係人（以下「周辺住民等」という。）に対し、当該申請が、次条第 1 項の規定によるものである場合にあっては同項第 1 号から第 12 号までに掲げる事項を、同条第 2 項の規定によるものである場合にあっては同項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項を周知させるための説明会（以下「説明会」という。）</p>	<p>(2) 特定事業場の位置図及び付近の見取図</p> <p>(3) 特定事業場の平面図及び断面図（条例第 14 条第 1 項の規定による申請に係る協議にあっては特定事業の施行の前後の構造が確認できるものに限る。同条第 2 項の規定による申請に係る協議にあっては土砂等の堆積が最大となった場合の当該堆積の構造が確認できるものに限る。）並びに特定事業区域のうち最も高い地点及び最も低い地点と、当該特定事業区域が接する道路のうち特定事業に使用する土砂等の搬入口の高低差の分かる図面</p> <p>(4) 特定事業に使用される土砂等の予定量の計算書</p> <p>(5) 土質試験等に基づく土砂等の埋立て等の構造の安定計算（以下「安定計算」という。）を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面</p> <p>(6) 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び背面図</p> <p>(7) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面計算を記載した構造計算書</p> <p>(8) 特定事業場の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置を記載した書面（別記様式第 4 号）</p> <p>(9) 条例第 14 条第 2 項の規定による申請に係る協議にあっては、年間の一時堆積事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量を記載した書面</p> <p>(10) 条例第 14 条第 2 項の規定による申請に係る協議にあっては、一時堆積事業に供する施設及び土砂等の堆積の構造を記載した書面</p> <p>(11) 条例第 14 条第 2 項の規定による申請に係る協議にあっては、一時堆積事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置又は第 12 条第 1 項で定める措置を記載した書面</p> <p>(12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>3 条例第 17 条第 1 項の変更許可の申請をしようとする者は、条例第 11 条の規定による協議を特定事業変更事前協議書（別記様式第 5 号）により行わなければならない。</p> <p>4 特定事業変更事前協議書には、第 2 項各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添付しなければならない。</p> <p>(土地所有者の同意)</p> <p>第 6 条 条例第 12 条(条例第 17 条第 1 項及び条例第 26 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定による同意は、条例第 10 条の許可の申請が、条例第 14 条第 1 項の規定によるものである場合にあっては特定事業区域内土地使用同意書(別記様式第 6 号)により、同条第 2 項の規定によるものである場合にあっては特定事業(一時堆積事業)区域内土地使用同意書(別記様式第 7 号)によらなければならない。</p> <p>(周辺住民等への周知)</p> <p>第 7 条 条例第 13 条第 1 項の規則で定める周辺地域は、特定事業場の隣接地、特定事業場の属する自治会に係る区域その他土砂等の災害発生防止措置に関係する区域とする。</p> <p>2 条例第 13 条第 1 項の規則で定める関係人は、土地の所有者又は使用者であって、当該申請に係る特定事業による影響を受けるおそれがあると市長が認める者とする。</p> <p>3 説明会は、あらかじめ、開催の日時及び場所を周辺住民等に対して、その見やすい場所において行う掲示その他の適切な方法により</p>
---	--

を開催しなければならない。ただし、その責めに帰することのできない事由により説明会を開催することができない場合には、規則で定めるところにより、周辺住民等に対し、当該申請が、次条第1項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第12号までに掲げる事項の内容を、同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第4号までに掲げる事項の内容を要約した書類の提供その他の必要な措置を講じることをもってこれに代えることができる。

- 2 第10条の許可の申請をしようとする者は、前項の規定による周辺住民等への周知の内容及びその結果を記載した書面を作成しなければならない。

(許可申請の手続)

第14条 第10条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 特定事業場の位置及び面積
- (3) 特定事業区域のうち最も高い地点及び最も低い地点と、当該特定事業区域が接する道路のうち特定事業に使用する土砂等の搬入口の高低差
- (4) 特定事業に供する施設の設置計画
- (5) 特定事業の施行を管理する事務所の所在地
- (6) 特定事業の施行を管理する者(以下「現場管理責任者」という。)の氏名
- (7) 特定事業に使用される土砂等の量
- (8) 特定事業の期間
- (9) 特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造
- (10) 特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画
- (11) 特定事業区域から特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置
- (12) 特定事業が施行されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置(以下「土砂等の災害発生防止措置」という。)
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

周知させて開催しなければならない。

- 4 条例第10条の許可を申請しようとする者は、他の者により説明会の公正、かつ、円滑な実施が著しく阻害され、説明会の目的を達成することができないことが明らかである場合は、条例第13条第1項ただし書の規定により、条例第14条第1項又は第2項の申請書の内容を要約した書類を周辺住民等へ提供し、及び周辺住民等の見やすい場所に掲示することをもって、説明会の開催に代えることができる。

- 5 条例第13条第1項の規定による周辺住民等への周知については、同条第2項の規定により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を作成しなければならない。

- (1) 次号に掲げる場合以外の場合 説明会開催報告書(別記様式第8号)及び当該説明会の議事録
- (2) 条例第13条第1項ただし書に規定する場合に該当する場合 周知結果報告書(別記様式第9号)

- 6 前各項の規定は、条例第17条第1項において準用する条例第13条について準用する。この場合において、第4項中「条例第14条第1項又は第2項」とあるのは、「条例第17条第2項」と読み替えるものとする。

(許可の申請)

第8条 条例第14条第1項の申請書は、特定事業許可申請書(別記様式第10号)とする。

- 2 条例第14条第1項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申請者の住民票の写し(法人にあっては、登記事項証明書)
- (2) 第5条第2項第2号から第8号までに掲げる書類
- (3) 特定事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (4) 特定事業区域内土地使用同意書
- (5) 申請者が条例第15条第1項第1号アからケまでに該当しない者であることを誓約する書面
- (6) 申請者が条例第15条第1項第1号カに規定する未成年者又は第10条第9号に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所(法定代理人が法人である場合にあっては、その名称及び住所並びにその代表者及び役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所。第25条第2項第5号において同じ。)を記載した書面
- (7) 申請者が法人である場合には、条例第15条第1項第1号キに規定する役員又は第10条第10号に規定する役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面
- (8) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がいるときは、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面
- (9) 申請者に次条に規定する使用人又は第10条第7号に規定する使用人がある場合には、その者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面
- (10) 前条第5項第1号又は第2号に定める書類
- (11) 特定事業が法令等に基づく許認可等を要する行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

<p>2 前項の規定にかかわらず、第 10 条の許可を受けようとする特定事業が他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を堆積を行う特定事業(以下「一時たい積事業一時堆積事業」という。)である場合にあっては、当該許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 前項第 1 号から第 6 号まで、第 8 号及び第 11 号に掲げる事項</p> <p>(2) 年間の一時たい積事業一時堆積事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量</p> <p>(3) 一時たい積事業一時堆積事業に供する施設及び土砂等のたい積の堆積の構造</p> <p>(4) 一時たい積事業一時堆積事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置又は第 14 条第 2 項第 3 号ただし書次条第 2 項第 3 号ただし書の規則で定める措置</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項(許可の基準等)</p> <p>第 15 条 市長は、第 10 条の許可の申請(一時たい積事業一時堆積事業のものを除く。)が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア この条例の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者</p> <p>イ 第 8 条第 2 項又は第 29 条の規定による必要な措置を完了していない者</p> <p>ウ 第 28 条第 1 項の規定により許可を取り消され、その取消の日から 3 年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る栃木市行政手続条例(平成 22 年栃木市条例第 19 号)第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。以下この号において同じ。)であった者で当該取消しの日から 3 年を経過しないものを含む。)。ただし、申請者が第 28 条第 1 項第 3 号又は第 8 号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。</p> <p>エ 第 28 条第 1 項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p> <p>オ 特定事業の施行に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>カ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)がアからオまでのいずれかに該当するもの</p> <p>キ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>ク 個人で規則で定める使用人のうちにアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの</p>	<p>3 条例第 14 条第 2 項の申請書は、特定事業(一時堆積事業)許可申請書(別記様式第 11 号)とする。</p> <p>4 条例第 14 条第 2 項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 第 5 条第 2 項第 2 号、第 3 号、第 8 号及び第 9 号並びに第 2 項第 1 号、第 3 号及び第 5 号から第 11 号までに掲げる書類</p> <p>(2) 特定事業(一時堆積事業)区域内土地使用同意書</p> <p>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>(使用人)</p> <p>第 9 条 条例第 15 条第 1 項第 1 号キ及びクの規定で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。</p> <p>(1) 本店又は支店(商人以外の者)にあっては、主たる事務所又は従た</p>
---	---

ケ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでに掲げる者のうち規則で定めるもの

- (2) 第 12 条の同意を得ていること。
- (3) 特定事業が 3 年以内に完了するものであること。
- (4) 特定事業の施行を管理することができる事務所が設置されること。

る事務所)

- (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂等の埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

(条例第 15 条第 1 項第 1 号ケの規則で定めるもの)

第 10 条 条例第 15 条第 1 項第 1 号ケの規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

- (1) 精神の機能の障がいにより法第 2 条第 1 項に規定する廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
- (4) 法、浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)、大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)、騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和 45 年法律第 136 号)、水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)、悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号)、振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成 4 年法律第 108 号)、ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)若しくはポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成 13 年法律第 65 号)若しくはこれらの法律に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号、第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正 15 年法律第 60 号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
- (5) 法第 7 条の 4 第 1 項(同項第 4 号に係る部分を除く。)若しくは第 2 項若しくは法第 14 条の 3 の 2 第 1 項(同項第 4 号に係る部分を除く。)若しくは第 2 項(これらの規定を法第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 3 年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(法第 7 条の 4 第 1 項第 3 号又は法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号(法第 14 条の 6 において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。)であった者で当該取消しの日から 3 年を経過しないものを含む。)
- (6) 法第 7 条の 4 若しくは法第 14 条の 3 の 2(法第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第 7 条の 2 第 3 項(法第 14 条の 2 第 3 項及び法第 14 条の 5 第 3 項において読み替えて準用する場合を含

<p>(5) 特定事業が完了した場合において、当該特定事業に使用された土砂等のたい積の堆積の構造が、特定事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。</p> <p>(6) 特定事業区域から当該特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置が図られていること。</p> <p>(7) 特定事業が施行されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の災害発生防止措置が図られていること。</p> <p>2 市長は、第 10 条の許可の申請が一時たい積事業一時堆積事業のものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 前項第 1 号から第 4 号まで及び第 6 号の規定に適合するものであること。</p> <p>(2) 特定事業場の構造が、当該特定事業場の区域以外の地域への特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。</p> <p>(3) 一時たい積事業一時堆積事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措</p>	<p>む。以下この条において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から 3 年を経過しないもの</p> <p>(7) 前号に規定する期間内に法第 7 条の 2 第 3 項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、前号の通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは使用人(申請者の使用人で、本店又は支店(商人以外の者)にあっては、主たる事務所又は従たる事務所)の代表者その他これに準ずる者で市長が別に定める使用人。以下同じ。)であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の使用人であった者で、当該届出の日から 3 年を経過しないもの</p> <p>(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から 3 年を経過しない者(以下この条において「暴力団員等」という。)</p> <p>(9) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が前各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(10) 法人でその役員又は使用人のうちに第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>(11) 個人で使用人のうちに第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>(12) 暴力団員等がその事業活動を支配する者</p> <p>(構造上の基準)</p> <p>第 11 条 条例第 15 条第 1 項第 5 号の規則で定める構造上の基準は、別表第 2 に定めるとおりとする。</p> <p>2 条例第 15 条第 2 項第 2 号の規則で定める構造上の基準は、別表第 3 に定めるとおりとする。</p> <p>(条例第 15 条第 2 項第 3 号ただし書の規則で定める措置)</p> <p>第 12 条 条例第 15 条第 2 項第 3 号ただし書の規則で定める措置は、</p>
--	---

<p>置が図られていること。ただし、当該土砂等を適正に管理できるものとして規則で定める措置が図られている場合は、この限りでない。</p> <p>3 第 10 条の許可の申請が、法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令等により土砂等の災害発生防止措置が図られているものとして規則で定める行為に係るものである場合にあっては、第 1 項第 5 号及び第 7 号並びに前項第 2 号の規定は、適用しない。</p> <p>4 市長は、第 10 条の許可(前条第 1 項の申請に係るもので規則で定める構造に係るものに限る。)をする場合においては、あらかじめ、第 1 項第 5 号に掲げる事項について、専門的知識を有する者の意見を聴かなければならない。</p> <p>(許可の条件)</p> <p>第 16 条 市長は、市民の生活の安全を確保し、又は生活環境を保全するために必要があると認めるときは、第 10 条の許可に条件を付することができる。</p> <p>(変更の許可等)</p> <p>第 17 条 第 10 条の許可を受けた者は、第 14 条第 1 項各号又は第 2 項各号に掲げる事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。この場合において、第 12 条および第 13 条の規定を準用する。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 変更の内容及び理由</p> <p>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</p> <p>3 第 1 項の許可を受けようとする者は、第 10 条の許可に係る特定事業の期間を変更する場合にあっては、当該許可に係る特定事業の期間が満了する日から起算して 1 年を超えた日を当該変更後の特定事業の期間が満了する日とすることができない。</p> <p>4 第 10 条の許可を受けた者は、第 1 項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>5 前 2 条の規定は、第 1 項の許可について準用する。</p> <p>(土砂等の搬入の届出)</p> <p>第 18 条 第 10 条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取場所ごとに、当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面で規則で定めるものを添付して市長に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な</p>	<p>次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 特定事業場の出入口に施錠その他関係者以外の者が立ち入ることができないような措置</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める措置</p> <p>(構造上の基準に係る適用除外)</p> <p>第 13 条 条例第 15 条第 3 項の規則で定める行為は、別表第 4 に掲げる行為とする。</p> <p>(条例第 15 条第 4 項の規則で定める構造)</p> <p>第 14 条 条例第 15 条第 4 項の規則で定める構造は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 土砂等の埋立て等の高さ(特定事業により生じたのり面の最下部(擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の上端)と最上部の高低差をいう。以下同じ。)が 10 メートルを超える構造(第 5 条第 2 項第 5 号に規定する安定計算が行われたものに限る。)</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が別に定める構造</p> <p>(変更の許可の申請等)</p> <p>第 15 条 条例第 17 条第 1 項の規則で定める軽微な変更は、申請者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、特定事業に使用される土砂等の量(土砂等の堆積の構造の変更を伴わないものに限る。))又は採取場所若しくは搬入計画又は現場管理責任者の変更とする。</p> <p>2 条例第 17 条第 2 項の申請書は、特定事業変更許可申請書(別記様式第 12 号)とする。</p> <p>3 条例第 17 条第 2 項の規則で定める書類は、第 8 条第 2 項各号及び第 4 項各号に掲げる書類のうち変更に係る書類とする。</p> <p>4 条例第 17 条第 4 項の規定による届出は、特定事業変更届(別記様式第 13 号)を提出して行わなければならない。</p> <p>(土砂等の搬入の届出)</p> <p>第 16 条 条例第 18 条の規定による届出は、土砂等の量が 5,000 立方メートルまでごとに、土砂等搬入届(別記様式第 14 号)を提出して行わなければならない。</p> <p>2 条例第 18 条の当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の採取場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書(別記様式第 15 号)とする。</p> <p>3 条例第 18 条の当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを</p>
--	--

<p>書面で規則で定めるものの添付は、これを省略することができる。</p> <p>(1) 当該土砂等が、国等が行う事業により採取された土砂等であり、かつ、安全基準に適合していることについて事前に市長の承認を受けたものである場合</p> <p>(2) 当該土砂等が、採石法、砂利採取法その他の法令等に基づき許可等がなされた採取場から採取された土砂等であり、かつ、当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものが添付された場合</p> <p>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、当該土砂等について、土壌の汚染のおそれがないと市長が認めた場合 (土砂等管理台帳の作成等)</p> <p>第 19 条 第 10 条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等について、採取場所ごとに、次に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を作成しなければならない。</p> <p>(1) 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等の採取場所からの運搬手段</p> <p>(2) 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等の 1 日当たりの量</p> <p>(3) 当該許可(一時的な積事業一時堆積事業に係るものに限る。)に係る特定事業区域から搬出された土砂等の 1 日当たりの量及び搬出先ごとの内訳</p> <p>(4) 前 3 号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>2 第 10 条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、前項の規定による土砂等管理台帳の写しを添付して、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等の量等を市長に報告しなければならない。</p>	<p>確認するために必要な書面で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等に係る地質分析の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに検査試料採取調書(別記様式第 16 号)及び計量証明書(計量法(平成 4 年法律第 51 号)第 110 条の 2 第 1 項の規定による証明書をいう。以下同じ。)とする。</p> <p>4 前項の搬入しようとする土砂等に係る計量証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、それぞれ別表第 1 に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行われなければならない。</p> <p>5 条例第 18 条第 2 号の当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等に係る売渡証明書その他の当該土砂等を譲渡したことを証する書面とする。</p> <p>(土砂等管理台帳等)</p> <p>第 17 条 条例第 19 条第 1 項の土砂等管理台帳は、当該事業が条例第 14 条第 1 項によるものである場合にあっては土砂等管理台帳(別記様式第 17 号)とし、同条第 2 項によるものである場合にあっては土砂等管理台帳(一時堆積事業用)(別記様式第 18 号)とする。</p> <p>2 条例第 19 条第 1 項第 4 号の規則で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 特定事業の許可を受けた者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>(2) 特定事業の許可の番号</p> <p>(3) 特定事業場の位置及び特定事業区域の面積</p> <p>(4) 現場管理責任者の氏名</p> <p>(5) 特定事業に使用される土砂等の量(特定事業が一時的な堆積事業である場合にあっては、年間の当該特定事業に使用される土砂等の搬入量及び搬出量)</p> <p>(6) 特定事業の期間</p> <p>(7) 特定事業に使用される土砂等の採取場所及び当該採取場所の事業者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>(8) 特定事業に使用される土砂等の採取に係る工事等の内容及び当該工事等の責任者の氏名</p> <p>3 条例第 19 条第 2 項の規定による報告は、特定事業を開始した日から 6 月ごとに当該 6 月を経過した日から 2 週間以内(特定事業を完了し、廃止し、又は休止したときは、条例第 24 条第 1 項又は条例第 25 条第 2 項の規定による届出の時)に、特定事業状況報告書(別記様式第 19 号)を提出して行わなければならない。</p> <p>4 特定事業が一時的な堆積事業である場合にあっては、条例第 19 条第 2 項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から 3 月ごとに当該 3 月を経過した日から 2 週間以内(特定事業を完了し、廃止し、又は休止したときは、条例第 24 条第 1 項又は条例第 25 条第 2 項の規定による届出の時)に、特定事業(一時堆積事業)状況報告書(別記様式第 20 号)を提出して行わなければならない。</p>
--	--

(水質検査等)

第 20 条 第 10 条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業が施行されている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る特定事業区域から当該特定事業区域以外の地域へ排出される水の水質検査を行わなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査を行うことができないときは、当該特定事業区域の土壌についての地質検査を行うことによって、当該水質検査に代えることができる。

2 第 10 条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を完了し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、当該許可に係る特定事業区域から当該特定事業区域以外の地域へ排出される水の水質検査及び当該特定事業区域の土壌についての地質検査を行わなければならない。ただし、当該水質検査を行うことができないと市長が認めるとき、又は当該地質検査を行う必要がないと市長が認めるときは、当該水質検査又は地質検査は、これを省略することができる。

らない。

(水質検査)

第 18 条 条例第 20 条第 1 項の規定による水質検査は、特定事業を開始した日から 6 月ごとに試料を採取し、次の各号に掲げる項目の区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。

(1) 別表第 1 に掲げる項目 土壌の汚染に係る環境基準について(平成 3 年環境庁告示第 46 号。以下「平成 3 年告示」という。)付表に定める方法により検液を作成し、当該項目ごとに環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和 49 年環境庁告示第 64 号。以下「昭和 49 年告示」という。)に定める測定方法により行うこと。

(2) 水素イオン濃度及び浮遊物質 昭和 49 年告示に定める測定方法により行うこと。

2 特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、条例第 20 条第 1 項の規定による水質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から 3 月ごとに試料を採取し、同項各号に掲げる項目の区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。

3 条例第 20 条第 2 項の規定による水質検査は、市長の指定する職員の立会いの上、市長が指定する期日に試料を採取し、第 1 項各号に掲げる項目の区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。

(地質検査)

第 19 条 条例第 20 条第 1 項ただし書の規定による地質検査は、特定事業を開始した日から 6 月ごとに、次に掲げる方法により行わなければならない。

(1) 地質調査は、次の表の左覧に掲げる特定事業区域の面積に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数以上の区域に等分して行うこと。

1ヘクタール未満	2
1ヘクタール以上2ヘクタール未満	3
2ヘクタール以上3ヘクタール未満	4
3ヘクタール以上4ヘクタール未満	5
4ヘクタール以上5ヘクタール未満	6
5ヘクタール以上6ヘクタール未満	7
6ヘクタール以上7ヘクタール未満	8
7ヘクタール以上8ヘクタール未満	9
8ヘクタール以上9ヘクタール未満	10
9ヘクタール以上10ヘクタール未満	11
10ヘクタール以上	12

(2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、特定事業区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる 2 直線上の当該中央地点から 5 メートルから 10 メートルまでの 4 地点(当該地点がない場合にあっては、中央地点を交点に直角に交わる 2 直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の 4 地点)の土壌について行うこと。

(3) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後、第 1 号の規定により区分された区域ごと

3 第 10 条の許可を受けた者は、第 1 項又は前項の規定による検査を行ったときは、規則で定めるところにより、当該検査の結果を市長に報告しなければならない。

4 第 10 条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域の土壌中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、直ちに、その旨を市長に報告しなければならない。

(関係書類の縦覧)

第 21 条 第 10 条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の施行を管理する事務所において、当該特定事業が施行されている間、当該特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類の写し及び第 19 条第 1 項の規定による土砂等管理台帳を周辺住民その他の利害関係を有する者の縦覧に供しなければならない。

に混合し、それぞれの区域ごとに 1 試料とすること。ただし、市長が承認した場合にあっては、市長が定めるところにより、同号の規定により区分された複数の区域から採取された土砂等を混合し、1 試料とすることができる。

(4) 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、それぞれ別表第 1 に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。

2 特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、条例第 20 条第 1 項ただし書の規定による地質検査は、前項の規定にかかわらず、特定事業を開始した日から 3 月ごとに、同項各号に掲げる方法により行わなければならない。

3 条例第 20 条第 2 項の規定による地質検査は、市長の指定する職員の立会いの上、市長が指定する期日に、第 1 項各号に掲げる方法により行わなければならない。

(水質検査等の報告)

第 20 条 条例第 20 条第 3 項の規定による報告は、次の表の左欄に掲げる検査の区分に応じ、同表の中欄に掲げる時期に、それぞれ特定事業水質検査等報告書(別記様式第 21 号)に同表の右欄に掲げる書類を添付して行わなければならない。

検査	提出時期	添付書類
1 第 18 条第 1 項の水質検査	特定事業を開始した日から 6 月ごとに当該 6 月を経過した日から 2 週間以内	当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第 18 条第 1 項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
2 第 18 条第 2 項の水質検査	特定事業を開始した日から 3 月ごとに当該 3 月を経過した日から 2 週間以内	当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第 18 条第 2 項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
3 第 18 条第 3 項の水質検査	市長が別に指定する日	当該検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第 18 条第 3 項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
4 前条第 1 項の地質検査	特定事業を開始した日から 6 月ごとに当該 6 月を経過した日から 2 週間以内	当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに前条第 1 項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
5 前条第 2 項の地質検査	特定事業を開始した日から 3 月ごとに当該 3 月を経過した日から 2 週間以内	当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに前条第 2 項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書
6 前条第 3 項の地質検査	市長が別に指定する日	当該検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに前条第 3 項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書

(標識の掲示等)

- 第 22 条 第 10 条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業場の見やすい場所に、規則で定めるところにより、その氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。
- 2 第 10 条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域と当該特定事業区域以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならない。

(土砂等の搬入車両への表示)

- 第 23 条 第 10 条の許可を受けた者は、車両を使用し、当該許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、当該特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨その他の規則で定める事項を当該車両の見やすい箇所に表示しなければならない。

(特定事業の完了等)

- 第 24 条 第 10 条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る特定事業による土壌の汚染がないかどうか及び当該届出に係る特定事業区域が第 10 条の許可の内容に適合しているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。
- 3 前項の規定により、土砂等の災害発生防止措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第 1 項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の災害発生防止措置を講じなければならない。

(特定事業の廃止等)

- 第 25 条 第 10 条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を廃止し、又は休止しようとするときは、当該特定事業の廃止又は休止後の当該特定事業による土壌の汚染及び当該特定事業に使用

(標識)

- 第 21 条 条例第 22 条第 1 項の規定による標識の掲示は、特定事業が施行されている間、土砂等の埋立て等に関する標識(別記様式第 22 号)により行わなければならない。
- 2 条例第 22 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 許可年月日及びその番号
 - (2) 特定事業の目的
 - (3) 特定事業場の所在地
 - (4) 特定事業を行う者の氏名、住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)及び電話番号
 - (5) 特定事業の施行を管理する事務所の所在地及び電話番号
 - (6) 現場管理責任者の氏名
 - (7) 特定事業の期間
 - (8) 特定事業区域の面積
 - (9) 特定事業に使用される土砂等の採取場所及び搬入予定量(一時堆積事業にあっては、土砂等の年間の搬入予定量及び搬出予定量)
 - (10) 特定事業の見取図

(車両への表示)

- 第 22 条 条例第 23 条の規定による車両への表示は、識別しやすい色の文字で表示するものとし、次項第 1 号に掲げる事項については日本産業規格 Z8305 に規定する 100 ポイント以上の大きさの文字、同項第 2 号、第 3 号及び第 5 号に掲げる事項については日本産業規格 Z8305 に規定する 60 ポイント以上の大きさの文字及び数字、同項第 4 号に掲げる事項については日本産業規格 Z8305 に規定する 30 ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて表示しなければならない。
- 2 条例第 23 条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 特定事業に係る土砂等の搬入の用に供する車両である旨
 - (2) 特定事業区域の所在地
 - (3) 特定事業の許可を受けた者の氏名(法人にあっては、名称)
 - (4) 特定事業の許可の番号
 - (5) 特定事業区域に土砂等を搬入する者の氏名(法人にあっては、名称)

(特定事業の完了の届出)

- 第 23 条 条例第 24 条第 1 項の規定による届出は、特定事業を完了した日から 15 日以内に、特定事業完了届(別記様式第 23 号)を提出して行わなければならない。

(特定事業の廃止等の届出)

- 第 24 条 条例第 26 条第 2 項の規定による届出は、特定事業を廃止した場合にあっては当該特定事業を廃止した日から 30 日以内に、特定事業を 2 月以上休止しようとする場合にあってはあらかじめ、

<p>された土砂等の災害発生防止措置を講じなければならない。</p> <p>2 第 10 条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を廃止したとき、又は 2 月以上休止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>3 前項の規定による廃止の届出があったときは、第 10 条の許可は、その効力を失う。</p> <p>4 市長は、第 2 項の規定による廃止の届出があったときは、速やかに、当該届出に係る特定事業による土壌の汚染がないかどうか及び当該特定事業に使用された土砂等の災害発生防止措置が講じられているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。</p> <p>5 前項の規定により、土砂等の災害発生防止措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第 2 項の規定による廃止の届出に係る特定事業に使用された土砂等の災害発生防止措置を講じなければならない。</p> <p>(譲受け)</p> <p>第 26 条 第 10 条の許可を受けた者から当該許可に係る特定事業を譲り受けようとする者は、市長の許可を受けなければならない。この場合において、第 12 条の規定を準用する。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 譲受けの相手方の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(3) 譲り受けようとする特定事業の許可年月日及びその番号</p> <p>(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</p> <p>3 第 15 条第 1 項(第 1 号及び第 2 号に係る部分に限る。)及び第 16 条の規定は、第 1 項の許可について準用する。</p> <p>4 第 1 項の許可を受けて特定事業を譲り受けた者は、当該特定事業に係る第 10 条の許可を受けた者の地位を承継する。</p> <p>(相続)</p> <p>第 27 条 第 10 条の許可を受けた者について相続があったときは、相続人(相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者)は、当該許可を受けた者の地位を承継する。</p> <p>2 前項の規定により第 10 条の許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その事実を証する書面を添付して、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第 28 条 市長は、第 10 条の許可を受けた者が次の各号のいずれか</p>	<p>特定事業廃止(休止)届(別記様式第 25 号)を提出して行わなければならない。</p> <p>(譲受けの許可の申請)</p> <p>第 25 条 条例第 26 条第 2 項に規定する申請書は、特定事業譲受け許可申請書(別記様式第 25 号)とする。</p> <p>2 条例第 26 条第 2 項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 申請者の住民票の写し(法人にあつては、登記事項証明書)</p> <p>(2) 特定事業場の位置図及び付近の見取図</p> <p>(3) 特定事業区域内土地使用同意書(特定事業が一時堆積事業である場合にあつては、特定事業(一時堆積事業)区域内土地使用同意書)</p> <p>(4) 申請者が条例第 15 条第 1 項第 1 号アからケまでに該当しない者であることを誓約する書面</p> <p>(5) 申請者が条例第 15 条第 1 項第 1 号カに規定する未成年者又は第 10 条第 9 号に規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面</p> <p>(6) 申請者が法人である場合には、条例第 15 条第 1 項第 1 号キに規定する役員又は第 10 条第 10 号に規定する役員の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面</p> <p>(7) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の 100 分の 5 以上の株式を有する株主又は出資額の 100 分の 5 以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面</p> <p>(8) 申請者に第 9 条に規定する使用人又は第 10 条第 7 号に規定する使用人がある場合には、その者の氏名、生年月日、本籍地及び住所を記載した書面</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>(相続の届出)</p> <p>第 26 条 条例第 27 条第 2 項の規定による届出は、特定事業相続届(別記様式第 26 号)を提出して行わなければならない。</p>
--	---

に該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。

- (1) 第8条第2項の規定による命令に違反したとき。
 - (2) 不正の手段により第10条、第17条第1項又は第26条第1項の許可を受けたとき。
 - (3) 第10条の許可に係る土砂等の埋立て等を引き続き1年以上行っていないとき。
 - (4) 第15条第1項第1号アからケまでに掲げる者のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (5) 第16条(第17条第5項及び第26条第3項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付した条件に違反したとき。
 - (6) 第17条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。
 - (7) 第18条から第23条までの規定に違反したとき。
 - (8) 前条第1項の規定により第10条の許可を受けた者の地位を承継した者が当該地位を承継した際、第15条第1項第1号アからケまでに掲げる者のいずれかに該当するとき。
 - (9) 次条第2項又は第3項の規定による命令に違反したとき。
- 2 前項の規定により第10条の許可の取消しを受けた者(当該取消しに係る特定事業について次条第2項又は第3項の規定による命令を受けた者を除く。)は、当該取消しに係る特定事業に使用された土砂等の災害発生防止措置を講じなければならない。

(措置命令)

第29条 市長は、特定事業において、安全基準に適合しない土砂等が特定事業区域に搬入され、又は使用されていることを確認したときは、次に掲げる者に対して、期限を定めて、当該特定事業に係る特定事業区域に搬入され、又は当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等(当該土砂等により安全基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)の全部若しくは一部を撤去し、又は当該土砂の埋立て等による土壌の汚染を防止するために必要な措置をとることを命ずることができる。

- (1) 当該土砂等を特定事業区域に搬入した者(第8条第2項に規定する者を除く。)
 - (2) 第8条第2項に規定する者に対して、当該土砂等の埋立て等をするを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該土砂等の埋立て等をするを助けた者
- 2 市長は、特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定事業を行う第10条の許可を受けた者(第17条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更した者を除く。)に対し、当該特定事業を一時停止し、又は当該特定事業に使用された土砂等の災害発生防止措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 市長は、第10条又は第17条第1項の規定に違反して特定事業を行った者に対し、期限を定めて、当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の災害発生防止措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 市長は、第24条第3項、第25条第5項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、期限を定めて、その特定事業に使用された土砂等の災害発生防止措置をとるべきことを命ずることができる。

(公表)

第 30 条 市長は、第 8 条第 2 項又は前条の規定による命令を受けた者がその命令に従わないときは、その旨及びその命令の内容を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該命令を受けた者に対し、公表の理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(関係書類の保存)

第 31 条 第 10 条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業について第 24 条第 1 項の規定による完了の届出若しくは第 25 条第 2 項の規定による廃止の届出をした日又は第 28 条第 1 項の規定による許可の取消しを受けた日から 5 年間、当該特定事業に関しこの条例の規定により市長に提出した書類の写しを保存しなければならない。

(現場管理責任者の義務等)

第 32 条 現場管理責任者は、特定事業の施行に伴う土壌の汚染及び災害の発生の防止に関し規則で定める職務を誠実に履行しなければならない。

2 特定事業の施行に従事する者は、現場管理責任者がその職務を行うために必要であると認めてする指示に従わなければならない。

(特定事業に係る土地所有者の義務)

第 33 条 第 12 条(第 17 条第 1 項及び第 26 条第 1 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業による土壌の汚染及び災害の発生を防止するため、当該特定事業が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該特定事業の施行の状況を把握しなければならない。

2 第 12 条の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る特定事業により土壌が汚染され、若しくは災害が発生し、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該特定事業を行う者に対し、当該特定事業の中止、原状回復その他の必要な措置を求めるとともに、その旨を市長に通報しなければならない。

第 5 章 雑則

(立入検査等)

第 34 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に土砂等の埋立て等を行う者の事務所、事業場その他その土砂等の埋立て等を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第 35 条 第 10 条、第 17 条第 1 項又は第 26 条第 1 項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号

(現場管理責任者の職務)

第 27 条 条例第 32 条第 1 項の規則で定める職務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 特定事業場において、特定事業に使用される土砂等の量及び当該土砂等が条例第 18 条の規定による届出に係るものであることを確認し、そのことについて記録すること。

(2) 特定事業区域から特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために講じられた措置を保持すること。

(3) 特定事業場以外の地域へ特定事業に使用された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないように特定事業の施行を管理すること。

(4) 特定事業に伴う土壌の汚染又は災害が発生した場合に、その原因を調査し、及びその対策を講じること。

(土地所有者による特定事業の施行状況の把握)

第 28 条 条例第 33 条第 1 項の規定による特定事業の施行の状況の把握は、当該施行に係る特定事業場において、毎月 1 回以上、当該特定事業場において土壌の汚染又は災害の発生がないかどうか及びこれらのおそれがないかどうか自ら確認することにより行われなければならない。ただし、当該特定事業場において、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の者に確認させることにより行うことができる。

(身分を示す証明書)

第 29 条 条例第 34 条第 2 項に規定する証明書は、身分証明書(別記様式第 27 号)とする。

(書類等の提出)

第 30 条 条例及びこの規則の規定により市長に提出すべき書類の部数は、2 部とする。

に定める額の手数料を納付しなければならない。

- (1) 第 10 条の許可の申請 1 件につき 52,000 円
- (2) 第 17 条第 1 項の変更の許可の申請 1 件につき 33,000 円
- (3) 第 26 条第 1 項の譲受けの許可の申請 1 件につき 33,000 円

(委任)

第 36 条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第 6 章 罰則

(罰則)

第 37 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 8 条第 2 項、第 28 条第 1 項又は第 29 条第 1 項から第 4 項までの規定による命令に違反した者
- (2) 第 10 条、第 17 条第 1 項又は第 26 条第 1 項の規定に違反して特定事業を行った者

第 38 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 18 条の規定に違反して、届出をしないで土砂等の搬入をし、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第 19 条第 1 項の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又は同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
- (3) 第 19 条第 2 項又は第 20 条第 3 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 第 20 条第 1 項又は第 2 項の規定による検査を行わなかった者
- (5) 第 34 条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- (6) 第 34 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第 39 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 17 条第 4 項、第 24 条第 1 項、第 25 条第 2 項又は第 27 条第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第 31 条の規定に違反した者

(両罰規定)

第 40 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して前 3 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 3 月 29 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の栃木市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成 11 年栃木市条例第 18 号)、大平町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 22 年 3 月 29 日から施行する。ただし、第 1 条の 2 の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の栃木市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(平成 11 年栃木市規則第 29 号)、大平町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(平成 18

<p>例(平成 18 年大平町条例第 7 号)、藤岡町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成 11 年藤岡町条例第 11 号)又は都賀町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成 11 年都賀町条例第 14 号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。</p> <p>3 この条例の施行の際、現に栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成 10 年栃木県条例第 37 号)第 10 条、第 15 条第 1 項又は第 22 条の 2 第 1 項の規定による許可を受け、又は当該許可の申請をしている者の当該許可又は当該許可の申請に係る特定事業については、この条例の規定は適用しない。</p> <p>4 施行日から平成 22 年 3 月 31 日までの間におけるこの条例の適用については、第 2 条第 1 号中「原材料のたい積堆積、土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)第 22 条第 1 項に規定する汚染土壌処理施設における土砂等のたい積堆積その他規則で定めるたい積堆積」とあるのは「原材料のたい積堆積」と、第 10 条第 4 号中「土壌汚染対策法第 6 条第 1 項又は第 11 条第 1 項」とあるのは「土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)第 5 条第 1 項」とする。</p> <p>5 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。</p> <p>(西方町の編入に伴う経過措置)</p> <p>6 西方町の編入の日(以下「編入日」という。)の前日までに、編入前の西方町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成 11 年西方町条例第 17 号。以下「編入前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。</p> <p>(平 23 条例 46・追加)</p> <p>7 西方町の編入の際に、編入前の西方町の区域において栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 10 条、第 15 条第 1 項又は第 22 条の 2 第 1 項の規定による許可を受け、又は当該許可の申請をしている者の当該許可又は当該許可の申請に係る特定事業については、この条例の規定は適用しない。</p> <p>(平 23 条例 46・追加)</p> <p>8 編入日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお編入前の条例の例による。</p> <p>(平 23 条例 46・追加)</p> <p>(岩舟町の編入に伴う経過措置)</p> <p>9 岩舟町の編入の前日までに、編入前の岩舟町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成 18 年岩舟町条例第 15 号。以下「岩舟町条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。</p> <p>(平 26 条例 5・追加)</p> <p>10 岩舟町の編入の際に、編入前の岩舟町の区域において栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第 10 条、第 15 条第 1 項又は第 22 条の 2 第 1 項の規定による許可を受け、又は当該許可の申請をしている者の当該許可又は</p>	<p>年大平町規則第 32 号)、藤岡町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(平成 11 年藤岡町規則第 22 号)又は都賀町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(平成 11 年都賀町規則第 17 号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。</p> <p>3 施行日から平成 22 年 3 月 31 日までの間におけるこの規則の適用については、別表第 4 の 7 の項中「第 20 条第 3 項及び第 21 条第 3 項」とあるのは「第 13 条第 3 項及び第 14 条第 3 項」とする。</p> <p>(西方町の編入に伴う経過措置)</p> <p>4 西方町の編入の前日までに、編入前の西方町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(平成 11 年西方町規則第 20 号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。</p> <p>(岩舟町の編入に伴う経過措置)</p> <p>5 岩舟町の編入の前日までに、編入前の岩舟町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(平成 18 年岩舟町規則第 34 号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。</p> <p>附 則(平成 23 年規則第 11 号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行前になされた栃木市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成 22 年栃木市条例第 161 号。以下「条例」という。)第 10 条(条例第 12 条第 1 項に係るものに限る。次項において同じ。)、第 15 条第 1 項又は第 25 条第 1 項の許可の申請であって、この規則の施行の際、許可又は不許可の処分がなされていないものに係る許可の基準については、なお従前の例による。</p> <p>3 この規則の施行の際現に条例 10 条の許可を受けている特定事業(条例第 2 条第 2 号に規定する特定事業をいう。)に係る施行者の欠格条項に関しては、この規則の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。</p> <p>附 則(平成 23 年規則第 67 号)</p> <p>この規則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 24 年規則第 13 号)</p> <p>この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 26 年規則第 14 号)</p> <p>この規則は、平成 26 年 4 月 5 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 29 年規則第 36 号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(令和元年規則第 13 号)</p>
--	---

<p>当該許可の申請に係る特定事業については、この条例の規定は適用しない。</p> <p>(平 26 条例 5・追加)</p> <p>11 岩舟町の編入の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお岩舟町条例の例による。</p> <p>(平 26 条例 5・追加)</p> <p>附 則(平成 23 年条例第 46 号)抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 24 年条例第 11 号)</p> <p>この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則(平成 26 年条例第 5 号)</p> <p>この条例は、平成 26 年 4 月 5 日から施行する。</p> <p>附 則(令和 2 年条例第 37 号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の栃木市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定に基づき許可を受けている特定事業については、なお従前の例による。</p> <p>3 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定に基づき特定事業でない土砂等の埋立て等を行っている者で、この条例による改正後の栃木市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定により特定事業となる土砂等の埋立て等を行っている者は、施行日から起算して 3 月を経過するまでの間(以下「経過措置期間」という。)は、改正後の条例の規定に基づく許可を受けないで当該土砂等の埋立て等を行うことができる。その者が、経過措置期間内に、改正後の条例の規定に基づき許可申請をした場合において、当該許可申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も同様とする。</p> <p>附 則(令和 3 年条例第 66 号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 改正後の栃木市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等又は水について適用し、同日前に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等又は水については、なお従前の例による。</p> <p>附 則(令和 2 年規則第 18 号)</p> <p>この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(令和 2 年規則第 26 号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則による改正後の栃木市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後になされる申請から適用し、同日前になされた申請については、なお従前の例による。</p> <p>附 則(令和 3 年規則第 7 号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則による改正後の栃木市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等又は水について適用し、同日前に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等又は水については、なお従前の例による。</p> <p>附 則(令和 3 年規則第 66 号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p>
---	---